

第2号様式

鹿児島県警察情報管理システムにおける盗品自転車管理業務実施要領の制定について（概要）

（令和4年3月15日 鹿捜一第51号）

本通達は、自転車盗難事件に係る被害自転車の早期被害回復と迅速かつ効率的な捜査活動を推進するため、盗品等自転車に関する手配及び照会に関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 登録
- 照会
- 手配署との連携

等である。